

遠野市議会議員新型コロナウイルス感染症対策に係る行動指針

(目的)

第1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、遠野市議会運営に支障をきたすことのないよう、遠野市議会議員の行動指針を定める。

(出席の判断)

第2 遠野市議会議員は、会議等に出席するにあたっては、自身の健康状態をチェックし、良好と判断する場合に出席する。なお、次の各号に該当する場合は、会議等に出席しない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は感染が疑われるとき。
- (2) 体温が、37.0℃以上であるとき。
- (3) せき、鼻水、のどの痛み等の風邪の症状があるとき。
- (4) 新型コロナウイルス感染症発症者、又は感染が疑われる者と接触した後の、自身に症状が出ない2週間以内のとき。
- (5) 政府による、緊急事態宣言対象地域^{※1}から遠野市内に戻った後の、自身に症状が出ない2週間以内のとき。
- (6) (1)(4)(5)は、家族、同僚等に該当者が居る場合も含むものとする。

(出席の留意点)

第3 遠野市議会議員は、会議等に出席するにあたっては、次の各号を遵守する。

- (1) 手洗いをすること。
- (2) 手指消毒剤を使用すること。
- (3) マスクを着用すること。
- (4) 『3密^{※2}』を避けること。

※2

- ① 換気の悪い密閉空間
- ② 多数が集まる密集場所
- ③ 間近で会話や発声をする密接場所

(その他・議会事務局)

第4 議会事務局は、会議等の開催にあたっては、議場、会議室及び議員控室等の消毒等を行うとともに、『3密』を避ける環境を整える。

(廃止基準)

第5 この行動指針は、遠野市新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止に準じ、廃止する。

【背景】

令和2年4月7日

≪ 政府 ≫ 新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項に基づき緊急事態宣言^{※1}を発出
(※1 4/7時点__東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡)

≪ 遠野市 ≫ 遠野市新型コロナウイルス感染症対策本部設置